

1. バリ・ロンボク両島の諸王国とオランダ政府との間の条約集 (1841-1938)

Surat-surat Perdjandjian antara Kerajaan-kerajaan Bali/Lombok dengan Pemerintah Hindia Belanda 1841 s/d 1938. Djakarta : Arsip Nasional Republik Indonesia, Kompartimen Perhubungan dengan Rakjat, 1964. 351pp.

2. バンジャルマシン回教王国と、オランダ東インド会社、バタヴィア共和国、イギリス及びオランダ領インド諸政府との間の条約集

Surat-surat perdjandjian antara Kesultanan Bandjarmasin dengan Pemerintahan-pemerintahan V. O. C., Bataafse Republiek, Inggeris dan Hindia-Belanda : 1635-1860. Djakarta: Arsip Nasional Republik Indonesia, Kompartimen Perhubungan dengan Rakjat, 1965. 271pp.

ジャカルタにあるインドネシア共和国国立

文書館 (Arsip Nasional Republik Indonesia) は、オランダ植民地時代のバタヴィア地方文書館の後身であり、共和国の独立後、財政面その他の幾多の苦難を乗り越えて、今日まで存続して來た。その間の経緯については別に一文を發表する予定である（拙稿「インドネシア国立ジャカルタ文書館の近況」アジア經濟、第8卷（1967年）、第9号）此處では割愛するが、単に植民地時代の龐大な文書を収藏するだけでなく、その文書の一部を編集して史料集として刊行するための計画も、細々とではあるが実施されて來たことは、誠に敬服に堪えない。こうして、独立後最初に現われた成果が、これら2冊の条約集であり、その紙質や印刷の悪さや、体裁が不揃いであることにもかゝわらず、新興インドネシアの学術への意欲を示すものとして、大いに慶賀すべきものと考える。既に第1卷の刊行以後3年を経過しているが、発行部数も少く、インドネシア国外に於て紹介された例をまだ見ないので、あえて取り上げる次第である。

オランダが17世紀以後、インドネシア各地の権力者の間に結んだ条約集は、独立以前にも決してなかったわけではない。たとえば、

1. 「オランダ領東インド法令集」(*Nederlandsch-Indisch Plakaatboek*: 1602-18
11. 17 vols. 1885-1900.)
2. 「バタヴィア城日誌」(*Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia van passerende daer ter plaatse als over geheel Nederlandts-Indië*: 1624-1682. 22 vols.
1887-1931.)
3. 「東インドに於けるオランダ支配の確立」(*Opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-Indië*. 16 vols. 1862-1895.)
4. 「オランダ東インド外交文書集」(*Corpus Diplomaticum Neerlando-Indicum*. 6 vols. 1931-1955.)

などがある。これらは何れも、オランダとインドネシア各地の君主との交渉史についての

根本的な史料集であり、極めて重要なものであるが、唯一の欠点があった。それは史料集の編纂者達が、専らオランダのインドネシアに於ける支配権の拡大と云う角度から史料を眺めているために、条約のオランダ語正文の方だけを採り入れ、現地語の方の正文を例外なく省略していることである。勿論両国語のテキストに本来相違があるべきではなく、もし厳密に同一内容のものとすれば両方を収録する必要はないと言ふ見方もあり得るかも知れないが、およそ条約の双務性を考え、また他方では条約の解釈の微妙な相違が紛争の種となる外交史上の幾多の例を考える時、両国語の対訳を収録した条約正文を公刊することの意義は此處に改めて述べるまでもあるまい。これらの条約や協定の古いものについてはオランダ文のものしか伝わらないことはやむを得ないが、18世紀中葉以後のものについては、現地語の条約正文も残って居り、その収蔵場所は云うまでもなくジャカルタの国立文書館である。従ってこの2つの条約集が文書館の手で編集刊行されることは、誠に時宜を得た企画として、我々研究者の心から喜びとする所である。編集主任は両冊とも、国立文書館館長のモハマッド・アリ (Mohammad Ali) 氏である。

およそ史料集の紹介に当っては、その史料の性格その他についての解説はすべてその書物自体の解釈に譲るのが、最良だと思われるが、この両史料集は殆ど解説がついて居らず、従って各条約や協定の歴史的背景については不明のことが甚が多い。本文に時々附してある脚註は専ら、アラビア文字で書かれたマライ語複本をローマ字に翻字する際に、判読困難だった語の原文字体を示してあるだけのものに過ぎない。また個々の史料の出典については、バリ・ロンボクの方はかなり綿密にオランダ語の刊行済の分についての出典（大部分はオランダ議会の議事録）を明示してあるが、バンジャルマシンの条約集の方はその点

かなり投げやりである。たとえ未刊のものであるにせよ。文書館に於ける書架番号を附しておくのが当然であるにもかゝわらず、それも記されていない。この様に不明の点が甚だ多いので、此處ではとりあえず利用者のために、収録された文書の概略を示して解説に代えることにする。(Mはマライ語、Dはオランダ語、Bはバリ語を示す。)

A. バリ島クロンコン(Klonkong)のスルタンとの間に締結されたもの

1. 契約 (Contract) December 6, 1841. MD.
2. 契約 May 24, 1843. MD.
3. 契約 July 13, 1849. MD.
4. 契約補足 July 13, 1849, MD.
5. 細目についての協定 (Overeenkomst) March 18, 1851. MD.
6. ギアニアル (Gianjar) との境界線の規定(Grensregeling) October 7, 1902. BD.
7. 同盟・承認及び即位の証明書 (Akten) September 23, 1904. MD.
8. 協定 September 23, 1904. BD.
9. 政治的契約 October 17, 1906. MD.
10. 協定補足 January 19, 1908. MD.
11. 宣言 June 15, 1938. BD.

B. バリ島のブーレン(Buleleng)の王との間に締結したもの

1. 契約 November 26, 1841. MD.
2. 契約 May 8, 1845. MD.
3. 契約 July 9, 1846. BDM.
4. 休戦の証明書 (Acte van Afstand) January 1, 1854. MD.
5. 宣言 June 30, 1938. BD.

C. バリ島カランガセム (Karangasem) の王との間に締結したもの

1. 契約 November 11, 1841. MD.
2. 契約 May 1, 1843. MD.
3. 契約 July 9, 1846. BDM.
4. 契約 July 21, 1849. MD.

5. カランガセム王の任命証明書

June 10, 1849. D.

6. 宣言 June 30, 1938. BD.

D. バリ島バドゥン (Badung 別名デンパサル Den Pasar) の王との間に締結したもの

1. 契約 December 30, 1826. BDM.
2. 契約 July 26 & 30, 1841. MD.
3. 契約 November 28, 1842. BDM.
4. 契約 July 13, 1849. MD.
5. バドゥン王即位の証明書 September 2, 1861. MD.
6. バドゥン王即位の証明書及び宣言 September 7, 1864. MD.
7. バドゥン王との同盟の証明書 December 15, 1890. MD.
8. 同盟承認及び即位の証明書 August 17, 1902. MD.
9. ギアニアル (Gianjar) との境界線に関する協定 March 3, 1902. BD.
10. 契約 December 22, 1904. BD.
11. 宣言 June 30, 1938.. B.D

E. バリ島タバナン (Tabanan) の王との間に締結されたもの

1. 契約 June 22, 1843. MD.
2. 契約 July 13, 1849. MD.
3. ギアニアルとの境界線に関する協定 February 2, 1903. BD.
4. 同盟の証明書 August 18, 1903. MD.
5. 契約 January 20, 1904. BD.
6. 宣言 June 30, 1938. BD.

F. バリ島ギアニアル (Gianjar) の王との間に締結されたもの

1. 契約 July 13, 1849. MD.
2. 同盟及び即位の証明書 November 20, 1893. BD.
3. 同盟・承認及び即位の証明書 December 22, 1896. BD.
4. 宣言 June 30, 1938. BD.

- G. バリ島ジェムプラナ (Djembrana) の王との間に締結されたもの
1. 任命の証明書 June 25, 1849. D.
 2. 契約 June 30, 1849. MD.
 3. 休戦の証明書 December 17, 1855. MD.
 4. 宣言 June 30, 1938. BD.
- H. バリ島バンリ (Bangli) の王との間に締結されたもの
1. 契約 June 25, 1849. MD.
 2. 任命の証明書 June 25, 1849. D.
 3. 同盟及び即位の証明書 September 3, 1875. BD.
 4. 同盟及び即位の証明書 August 16, 1881. BD.
 5. 契約 January 8, 1884. BD.
 6. 同盟及び即位の証明書 November 11, 1893. BD.
 7. ギアニアルとの境界線に関する協定 March 2, 1902. BD.
 8. 契約 January 19, 1905. BD.
 9. 政治的契約 October 17, 1906. BD.
 10. 協定補足 September 15, 1907. BD.
 11. 協定補足 January 20, 1908. BD.
 12. 宣言 January 18, 1909.. BD.
 13. 宣言 June 30, 1938. BD.
- I. サラパラン (Salaparang 別名ロンボク Lombok) 島のマタラム (Mataram) の王との間に締結されたもの
1. 契約 June 7, 1843. MD.
- J. 雜 1828, 1829, 1831, 1836. D.
- このリストからも分る様に、バリ・ロンボク両島とは云うものの、ロンボク関係の文書は非常に少く、61 項目のうち僅かに 1 つしかない。バリ島はオランダの勢力が長い間滲透せず、漸く 20 世紀初頭のいわゆるバリ戦争の結果、正式にオランダの支配下に入ったので、条約のうち最も古いものでも 1840 年代以後のものである。各グループの末尾に現われる 1938 年 6 月 30 日の同じ日付の文書は

宣言書 (Verklaring) と呼ばれ、皆同じ形式のもので、第 1 条でオランダ領東インドの範囲に入ることを誓い、第 2 条では外国勢力と直接の接触を避けオランダと同一歩調を保つことを述べ、第 3 条では、オランダ女王、東インド総督、ならびにその代表より与えられるあらゆる命令を順守することを誓うのである。全巻を通じて、オランダ語とバリ語の対訳のものが最も多く、オランダ語とマライ語のものがこれに次ぎ、オランダ語・マライ語・バリ語の三箇国語対訳のものもある。

バンジャルマシンの場合は、これと全く異り、オランダの東洋進出の初期から既に回教君主との交渉があったので、年代は長期にわたる。バンジャルマシン王国の方は勢力が大いに安定していたものと見え、バリ島の場合の様に、幾つかの小王国が並び立っていた様子ではなく、むしろオランダの方が、東インド会社、パタヴィア共和国、イギリスの支配、オランダ王国と、何度も形を変えている。また条約は 1635 年にバンジャルマシンのシャーバンダルが東インド会社との間に締結したものから逐次収録してあるが、古いものはたゞオランダ語正文があるだけで、現地語の正文を欠いている。現地語と云っても、この場合はすべてマライ語であり、かつ編集の体裁は、バリ・ロンボク条約集の様に対訳の形式をとるものもあれば、オランダ語を先にし、マライ語をあとにするものもある。なお、イギリスの統治下で締結された条約の正文は、云うまでもなく英語であり、オランダ訳は勿のことマライ語訳文も存在しない。その内容は左の通りである。(D はオランダ語、E は英語、M はマライ語をさす。なお間にコンマがない時は対訳を意味する。)

A オランダ東インド会社時代

1. 契約 (Contract) September 4, 1635. D.
2. 協定 (Accord) December 18, 1660. D.
3. 協定細目 (Articulen van Accord)

	June 2, 1661.	D.
4. 協定の翻訳	1664	D.
5. 契約	October 26, 1733,	D.
6. 報告に対する指令 (Instructie)	March 3, 1747.	D.
7. a. 更新した契約	May 18, 1747.	M, D.
b. 別項細目	October 20, 1756.	M, D.
8. a. 更新証明書 (Acte)	October 20, 1756.	M, D.
b. 別項細目	October 20, 1756.	M, D.
9. 臣属 (Onderwerping) の証明書	October 27, 1756.	M, D.
10. 休戦 (Afstand) の証明書	August 13, 1787.	D, M.
11. 条約 (Tractaat)	August 13, 1787.	M, D.
12. 宣言 (Proclamatie)	October 1, 1787.	M, D.
13. 第 11 項条約の細目	April 22, 1789.	D, M.
14. 契約	July 6, 1797.	D, M.
15. 更新の証明書	April 19, 1802.	D, M.
16. 臣従 (Homage) の証明書	April 19, 1802.	D, M.

B バタヴィア共和国の時代

17. 契約書の更新及び継続
August 11, 1806. M, D.
18. 臣従の証明書 August 11, 1806. D, M.

C イギリス統治時代

19. バンジャルマシンのスルタン側の条約
正文 October 1, 1812. E.

D オランダ東インド政府時代

20. 契約 January 1, 1817. M, D.
21. 契約の変更及び拡張
January 1, 1817. M, D.
22. 契約 May 4, 1826. MD.
23. 契約の拡張及び宣言
March 18, 1845. MD.
24. 境界線に関する協定 (Overeenkomst)

April 30, 1856. MD.

25. 誓約証明書 Octorber 9, 1856. MD.

以上の通りであり、バリ・ロンボクの場合と違って、新しいものではなく、1856 年の史料が最後となっている。

さて、今まで述べて来た所では、たゞ文書の性格を羅列するにとどまり、その内容に詳しく立ち入ることは紙数と時間との関係で出来なかったが、これらの史料集は今後次第に深まって行くと思われるインドネシアの地方史の研究のための宝庫である。単に歴史学のみならず、オランダ語、マライ語、バリ語の三箇国語対訳の場合などは、言語学の研究の上でも誠に貴重な文献と云うことが出来る。この様にオランダ政府等がインドネシア各地との間に締結した種々の条約類が、今後もジャカルタの文書館によって続続刊行されることを切望し、心からその努力を多とするものである。

(永積 昭 1967.8.15)